

改正

平成13年10月16日規則第57号

平成14年 9 月10日規則第59号

平成15年11月14日規則第66号

平成16年 6 月22日規則第39号

平成17年 4 月 1 日規則第37号

平成18年 3 月31日規則第19号

平成18年 8 月29日規則第53号

平成19年 3 月30日規則第11号

平成20年10月17日規則第58号

平成22年 3 月26日規則第12号

平成28年 3 月29日規則第 7 号

令和 5 年 3 月24日規則第 6 号

令和 7 年 3 月25日規則第 5 号

令和 7 年 3 月28日規則第10号

知事が管理する公文書の公開等に関する規則を次のように定める。

知事が管理する公文書の公開等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）

の規定に基づき、知事が管理する公文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面の様式)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる書面の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

項	左欄	右欄
1	条例第 6 条第 1 項の公開請求書	公文書公開請求書（様式第 1 号）
2	条例第11条第 1 項の書面	公文書公開決定通知書（様式第 2 号）
3	条例第11条第 2 項の書面	公文書非公開決定通知書（様式第 3 号）
4	条例第12条第 2 項の書面	公文書公開決定等期間延長通知書（様式第 4

		号)
5	条例第13条の書面	公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第5号)
6	条例第14条第1項の書面	公文書公開請求事案移送通知書(様式第6号)
7	条例第15条第2項の書面	公文書公開に係る通知・意見照会書(様式第7号)
8	条例第15条第3項の書面	公文書公開決定をした旨の通知書(様式第8号)

2 条例第20条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第9号)によりするものとする。

一部改正〔平成17年規則37号・19年11号・20年58号・22年12号〕

(第三者の意見の聴取等)

第3条 条例第15条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (2) 回答期限

2 条例第15条第2項の規定による通知を受けた第三者で意見を述べようとするものは、公文書公開に係る意見書(様式第10号)を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成17年規則37号〕

(電磁的記録の公開の方法)

第4条 条例第16条第2項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法とする。ただし、当該方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。

電磁的記録の種類	公開の方法
1 録音され、又は録画された電磁的記録	視聴又は写し(複製物を含む。以下同じ。)の交付
2 1に掲げるもの以外の電磁的記録	視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は写しの交付

一部改正〔平成15年規則66号・16年39号・17年37号〕

(公文書の写しの交付の部数)

第5条 公文書（条例第16条第3項に規定する公文書を複写した物を含む。）の写しの交付の部数は、公開の請求があった公文書1件につき1部とする。

一部改正〔平成17年規則37号〕

（公文書の公開の実施等）

第6条 公文書の公開は、知事が指定する日時及び場所においてするものとする。

2 公文書を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に扱うこととし、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 知事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することがある。

（費用の額）

第7条 条例第17条の規定による写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。

（1） 写しの作成に要する費用 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

区分	額
ア 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付	交付する用紙1枚（用紙の両面に複写する場合にあっては、片面を1枚とする。以下同じ。）につき10円
イ 複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付	交付する用紙1枚につき20円
ウ 公文書を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき60円
エ 公文書を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク1枚につき70円
オ アからエまでに掲げるもの以外のものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額

(2) 送付に要する費用 当該写しの送付に要する費用に相当する額

追加〔令和5年規則6号〕、一部改正〔令和7年規則5号〕

(実施状況の公表)

第8条 条例第37条の規定による公表は、愛媛県報によりするものとする。

一部改正〔平成13年規則57号・17年37号・18年19号・19年11号・20年58号・22年12号・令和5年6号〕

附 則

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年10月16日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月10日規則第59号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出されている書類は、改正後の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

附 則 (平成15年11月14日規則第66号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出されている書類(中略)は、第1条の規定による改正後の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出された書類(中略)とみなす。

附 則 (平成16年6月22日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第19号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月29日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則（平成19年 3 月30日規則第11号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年10月17日規則第58号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に第 1 条の規定による改正前の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第 1 号の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第 1 号の規定により提出された書類とみなす。

附 則（平成22年 3 月26日規則第12号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月29日規則第 7 号抄）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月24日規則第 6 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日規則第 5 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（令和 7 年 3 月28日規則第10号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係） 公文書公開請求書

公 文 書 公 開 請 求 書	
愛媛県知事	年 月 日 様 氏名（団体にあっては、名称及び代表者の氏名） 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） 請求者 郵便番号 電話番号
公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するに足る事項	（公文書の件名が分からない場合は、知りたい内容を具体的に記入してください。）
希望する公開の方法	☐ 閲覧〔これに引き続く写しの交付の希望 ☐ 有 ☐ 無〕 ☐ 視聴〔これに引き続く写しの交付の希望 ☐ 有 ☐ 無〕 ☐ 写しの交付〔 ☐ 窓口での交付 ☐ 郵送等による交付〕
※受 付 年 月 日	年 月 日
記入上の注意 1 ☐ のある欄は、該当する ☐ の中に レ 印を付けてください。 2 ※印の欄は、記入しないでください。	

一部改正〔平成14年規則59号・15年66号・18年53号・20年58号〕

様式第2号（第2条関係）公文書公開決定通知書

様式第2号 (その1)

公文書公開決定通知書（全部公開）		第 年	月	号 日
様		愛媛県知事		
公開請求年月日	年 月 日			
公文書の件名				
公開の日時	年 月 日（ ） 午前 午後 時 分			
公開の場所				
公開の方法				
主 務 課	電話番号 内線			
費 用	写しの作成に要する費用 円 写しの送付に要する費用 円			
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。				
注意 1 指定された公開の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ申し出てください。 2 公開を受ける際は、この通知書を持参してください。 3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。				

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号（その2）

公文書公開決定通知書（部分公開）		第 年	月	号 日
様		愛媛県知事		
公開請求年月日	年 月 日			
公文書の件名				
公開の日時	年 月 日（ ） 午前 午後 時 分			
公開の場所				
公開の方法				
公開をしない部分				
公開をしない理由				
主 務 課	電話番号	内線		
費 用	写しの作成に要する費用	円		
	写しの送付に要する費用	円		
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。				
注意 1 指定された公開の日時の変更を希望する場合は、あらかじめ申し出てください。 2 公開を受ける際は、この通知書を持参してください。 3 公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を公開できなくなる場合又は公開の日時を変更する場合があります。				

注 不要の文字は、抹消すること。

一部改正〔平成17年規則37号・28年 7 号・令和 7 年10号〕

様式第 3 号（第 2 条関係）公文書非公開決定通知書

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

公開請求年月日	年 月 日
公文書の件名	
公開をしない理由	
主 務 課	電話番号 内線
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

一部改正〔平成17年規則37号・28年 7 号〕

様式第 4 号（第 2 条関係）公文書公開決定等期間延長通知書

公文書公開決定等期間延長通知書 第 号 年 月 日 様 愛媛県知事 印	
公開請求年月日	年 月 日
公文書の件名	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
主 務 課	電話番号 内線

様式第5号（第2条関係）公文書公開決定等期間特例延長通知書

公文書公開決定等期間特例延長通知書 第 年 月 日 様 愛媛県知事 印 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第13条の規定により、公開決定等の期間を延長します。	
公開請求年月日	年 月 日
公文書の件名	
条例第12条第1項の延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第12条第2項の延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
公開請求に係る公文書のうち条例第12条第2項の延長後の期間内に公開決定等をする部分	
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日
条例第13条を適用する理由	
主 務 課	電話番号 内線

様式第6号（第2条関係）公文書公開請求事案移送通知書

公文書公開請求事案移送通知書 第 年 月 日 号 様 愛媛県知事 印	
公開請求年月日	年 月 日
公文書の件名	
移送を受けた実施機関（主務課）	電話番号 内線
移送をした実施機関（主務課）	電話番号 内線
移送をした年月日	年 月 日
移送をした理由	
注意 移送された公開請求に係る公文書の公開決定等については、今後、移送を受けた実施機関が行います。	

様式第7号（第2条関係）公文書公開に係る通知・意見照会書

公文書公開に係る通知・意見照会書	
第 年 月 日 号	
様	
愛媛県知事 印	
次の公文書の公開について、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定により意見を求めますので、公文書公開に係る意見書（知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成10年愛媛県規則第56号）様式第10号）により回答してください。	
公文書の件名	
公文書に記録されている条例第15条第2項に規定する情報の内容	
回答期限	年 月 日（ ）
主 務 課	電話番号 内線
注意 回答期限までに公文書公開に係る意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、情報の公開が行われる場合があります。	

注 公文書公開に係る意見書を添付すること。

一部改正〔平成17年規則37号〕

様式第8号（第2条関係）公文書公開決定をした旨の通知書

公文書公開決定をした旨の通知書 第 年 月 日 号 様 愛媛県知事 印	
通知・意見照会年月日 及び番号	年 月 日 第 号
公 文 書 の 件 名	
公文書に記録されている 条例第15条第1項又は 第2項に規定する情 報の内容	
公開を実施する年月日	年 月 日 ()
公開を決定した年月日	年 月 日
公開を決定した理由	
主 務 課	電話番号 内線
1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

一部改正〔平成17年規則37号・28年 7 号〕

様式第9号（第2条関係） 情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 年 月 日 号

様

愛媛県知事 印

次の審査請求については、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしました。

審 査 請 求 年 月 日	年 月 日
審査請求の対象とな った決定	年 月 日 第 号
	(公文書の件名)
諮問をした年月日	年 月 日
主 務 課	電話番号 内線

様式第10号（第3条、様式第7号関係） 公文書公開に係る意見書

公文書公開に係る意見書 年 月 日 愛媛県知事 様 氏名（団体にあっては、名称及び代表者の氏名） 住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地） 郵便番号 電話番号	
通知・意見照会年月日 及び番号	年 月 日 第 号
公文書の件名	
公文書の公開についての 意見（該当する□の 中に$\surd$印を付けてくだ さい。）	☐公開に反対しない。 ☐公開に反対する。 公開に反対する部分 理由

一部改正〔平成18年規則53号〕